

杉並区では第三者評価を受審し、その結果を公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「とうきょう福祉ナビゲーション」に公表した事業者（杉並区内事業所・施設に関するもの）に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

▶とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp/>)

※本補助金の予算には限りがあります。申込多数の場合は不交付となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

令和8年8月31日締切

以下の必要書類を介護保険課事業者係へ提出

- ① 助成申請書
- ② (別紙)理由書、事業計画及び申請額算出内訳
- ③ 収支予算書（原本証明した写し）※1
- ④ 定款及び役員名簿（原本証明した写し）※2
- ⑤ 国又は他の地方公共団体から助成を受ける又はその予定がある場合、その助成の程度を記載した書類（原本及び写し）
- ⑥ 財産目録（原本証明した写し）
- ⑦ 貸借対照表及び収支計算書（原本証明した写し）
- ⑧ 見積書（30万円超は2社見積り）※3

※1 予算書の写しは、今回の補助金にかかる支出の部分のみでも結構です。その場合、表紙の写しもご提出ください。

※2 ④～⑦他の補助金等で介護保険課事業者係に提出済みの場合は省略可

※3 申請時に既に評価機関と契約済の場合でも、契約金額が30万円超の場合は2社見積りが必要となります。

補助金申請の手続き負担軽減のため、電子申請のご利用を推奨しています。（押印不要）

▽下記URL・二次元コードよりアクセス▽

<https://logoform.jp/f/c4LMR>



※杉並区公式ホームページ（ページID1946）からもアクセスできます。

1.交付申請

2. 交付決定

交付決定の事業所に令和8年9月下旬に通知予定です。

※ 交付できない場合は不交付決定となります。

3. 評価受審

評価機関と契約し、第三者評価を受審

※ 補助金請求期限までに、評価結果が「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されるように、評価機関との受審計画を立ててください。

4. 請求・実績報告

令和9年2月26日締切（必着）

- ① 補助金交付請求書（第6号様式）
- ② 口座振替依頼書
- ③ 事業実績報告書（第7号様式）
- ④ 評価機関との契約書（写し）
- ⑤ 補助金対象経費の領収書（写し）
- ⑥ 福祉サービス第三者評価結果報告書（写し）

※ 実績報告前に、評価結果が福ナビに掲載されたことを確認してください。

電子請求用フォームは、請求・実績報告等の様式（①～③）と併せて、令和8年9月下旬に杉並区公式ホームページ（ページID1946）に公開予定です。

○申請時に既に第三者評価機関と契約済の場合でも、契約金額が30万超の場合は2社見積もりが必要となりますのでご注意ください。

○第三者評価機関が評価結果を届け出てから「とうきょう福祉ナビゲーション」に結果が掲載されるまで1か月程かかる場合があります。受審計画の進行管理にはご注意ください。

○東京都による福祉サービス第三者評価に関する通知は「とうきょう福祉ナビゲーション」で閲覧できます。

【提出・問い合わせ先】

杉並区保健福祉部介護保険課 事業者係
電話 03-3312-2111 内線1336
区役所 東棟 3階4番窓口